

ぐんま版消費者教育教材

11 いろいろな支払い手段 ～キャッシュレス決済～

群馬県 生活こども部 消費生活課
令和7年3月改訂

クレジットカードや、電子マネーなど
現金を使わずに買い物する方法
を「キャッシュレス決済」といいます。



キャッシュレスの種類と特徴

種類 (支払時期)	特徴	例
プリペイド (前払い)	使う前に代金を払う	電子マネー Suica、PASMO、WAON、 iTunesギフト、アマゾンギフト、 プリペイドカード、図書カード、 商品券 
デビット (即時払い)	買い物と同時に 代金を払う	デビットカード、代金引換配達、 銀行振込 
クレジット (後払い)	買い物をした後で 代金を払う	クレジットカード、携帯キャリア決済、 ポストペイ型（後払い式）電子マネー （あらかじめクレジットカード会社 との契約が必要） 

電子マネーとは

- 電子マネーとはお金の価値を電子データ化し、カードやスマホ等で支払いをする機能をもたせたもの。
- 与信審査がないので、だれでも作れる。
- 電子マネーは事前にチャージ(入金)した分だけ、電車に乗ったり、買い物できる。
- 何度も繰り返してチャージできる。
- 電子マネーを「オートチャージ」にすると、残金が設定額を下回ったときに、自動的にクレジットカードや預金口座からチャージされるので、使いすぎに注意が必要。

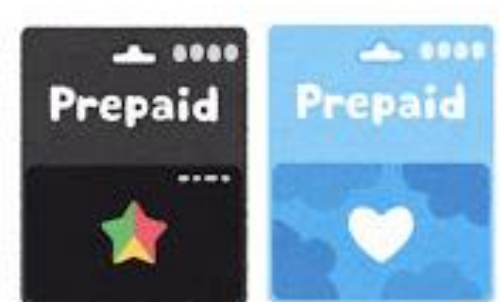
電子マネーの注意点

- 電子マネーのカードを落とすと、他人に使われてしまう危険性がある。
- 定期券機能付き（申込時に個人情報を登録する記名式）の電子マネーは、紛失・盗難時にすぐ利用停止手続きをする。
- 電子マネーは有効期限があるものが多い。
- 基本的には払戻はできないケースが多い。



プリペイドカード(サーバー型電子マネー)

- インターネット通販、オンラインゲーム、音楽のダウンロード等インターネットでの支払いに使える。
- コンビニなどで誰でも購入できる。
- カードに書かれている金額までしか支払えないので、使いすぎを防止できる。

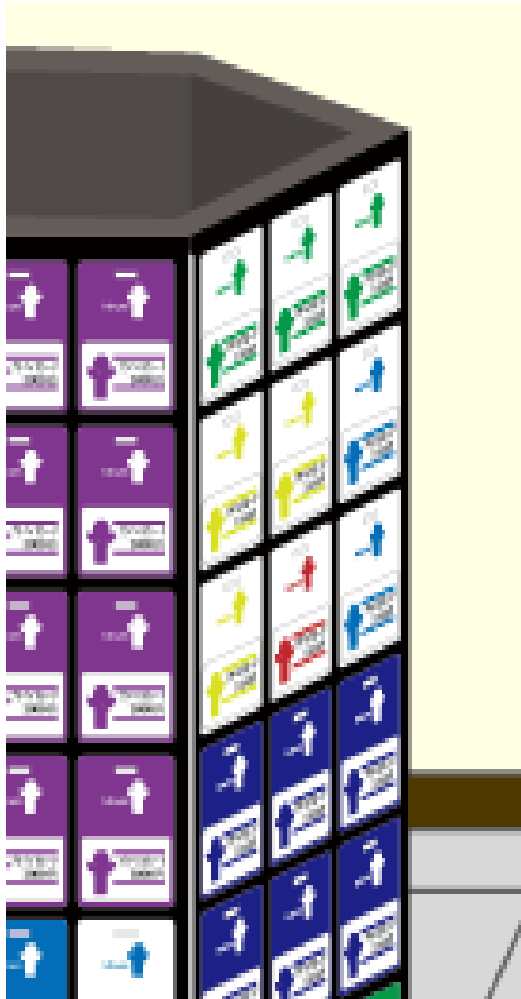


プリペイドカード(サーバー型電子マネー)は 人に頼まれても買わない

- 架空請求(「未払いの通販の代金がある」など嘘の請求など)の支払い方法に悪用されることがあります。
- コンビニでプリペイドカードを買って、裏面のID番号(文字や数字の羅列)を知らせると、お金は抜き取られてしまい、戻ってきません。
- プリペイドカードの裏面のID番号を聞かれたり、指定された番号にチャージするように指示されたら、詐欺と考え、断りましょう。

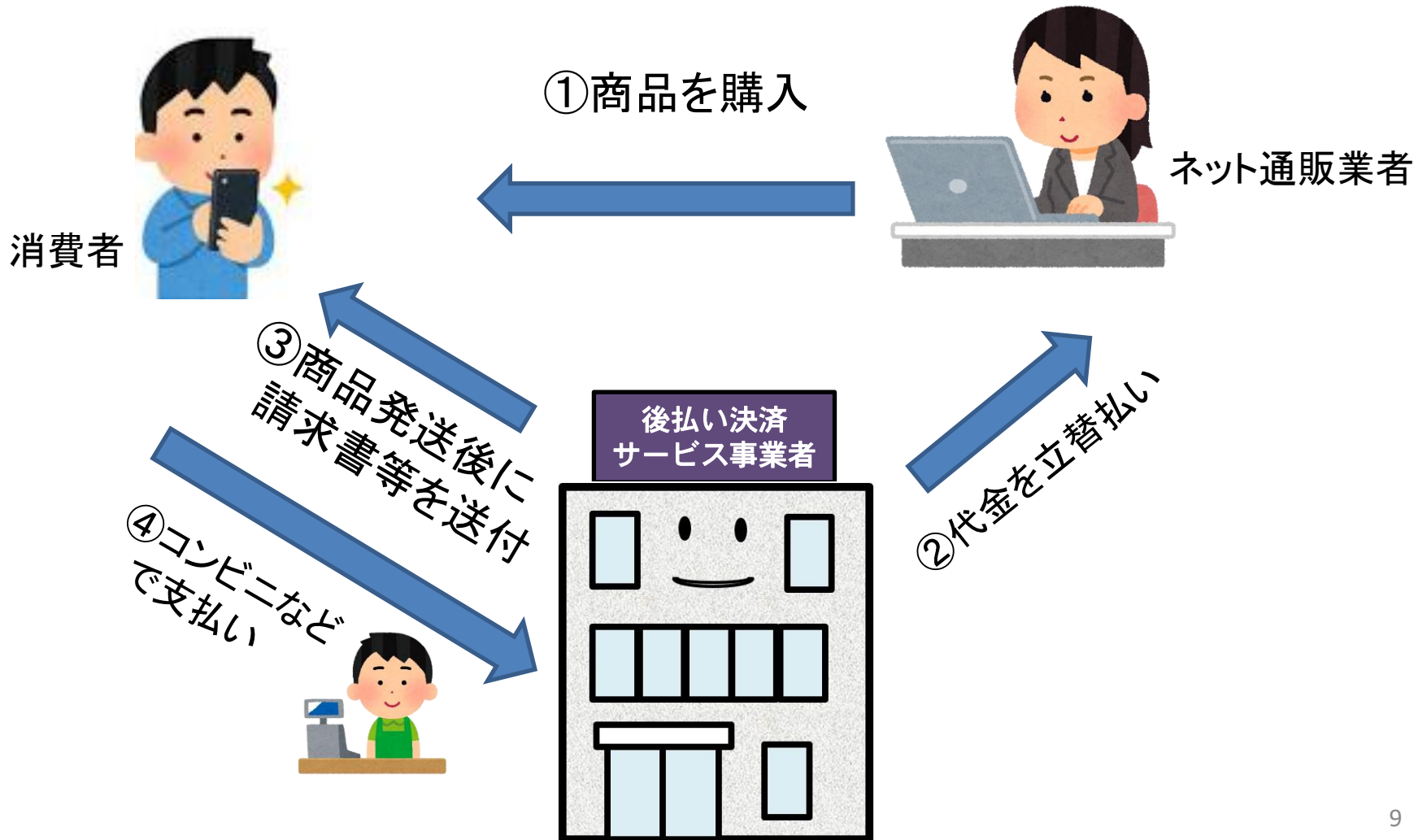


ワンクリック請求では代金をプリペイドカードで払わせることが多い。



プリペイドカードで代金を払うとお金を取り戻せなくなるので注意。

インターネット通販の支払い方法に多い、 立替払い型コンビニ後払い決済サービスの仕組み



インターネット通販の立替払い型後払い決済サービス

- 立て替え払い型後払い決済サービスはクレジットカードを持っていない学生や主婦等がインターネット通販などで利用することが多い。
- 商品が届いた後、後払い決済サービス業者から振込用紙が届き、コンビニなどで代金を支払う。
- 後払い決済サービスの業者は、これまでの支払いの記録等を参考に立替払いするかどうかを決める。
- 手元にお金がなくても利用できるため、使いすぎに注意が必要です。

スマホ決済アプリ

- スマホに決済アプリをダウンロードし、アプリが求める決済手段（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、銀行口座等）を登録して利用する。
- 使う前に、規約を読んで仕組みを理解した上で使いましょう。



スマホ決済アプリ

《代表的な決済方式》

①タッチ決済

アプリを立ち上げ、スマホを店の読み取り機にタッチさせて払う。

②QRコード決済・バーコード決済 (方法1)

スマホに表示されたQRコード・バーコードを店の端末で読み取って決済。

(方法2)

スマホのカメラ機能を使って、店の液晶画面などに表示されたQRコード・バーコードを読み取って決済。

スマホ決済アプリの利用時の注意点

- ◆ 利用履歴はこまめに確認。Web明細で毎日確認する。
- ◆ 不正利用に気付いた場合はすぐにアプリ運営会社に連絡する。
- ◆ スマホの紛失・盗難時は、携帯電話の回線停止するだけでなく、電子マネーや決済アプリ、クレジットカードも利用停止手続きする。警察に遺失届・盗難届を提出する。
- ◆ ID、パスワードは長めに設定し、他では使い回さない。
- ◆ QRコード・バーコードをスマホに表示したままにしない（決済時のみ表示し、他の人に見えないようにする）。

クレジットカード

成人したり、社会人になるとクレジットカードを作ることができます。



クレジットカードを申し込むと、信用情報機関を利用して消費者の返済能力を審査（与信審査）します

消費者

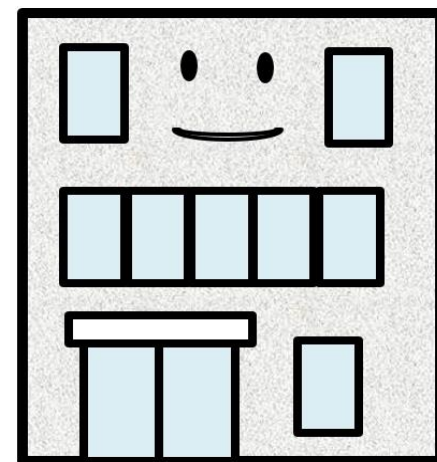


契約の申込



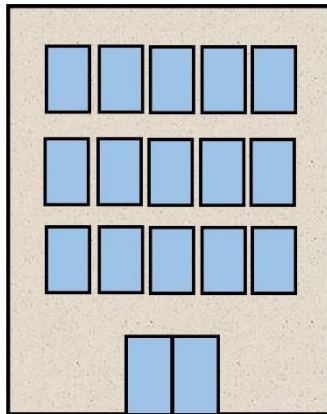
ローンやクレジットを提供
（信用供与）

クレジットカード会社、
貸金業者、金融機関、
携帯電話会社など



信用情報
を開示
信用情報
開示を請求

信用情報機関

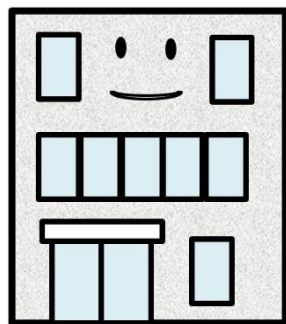


信用情報
を提供
信用情報を登録
信用情報の照会

クレジットカードは三者間契約

※クレジットとは「信用」を意味します

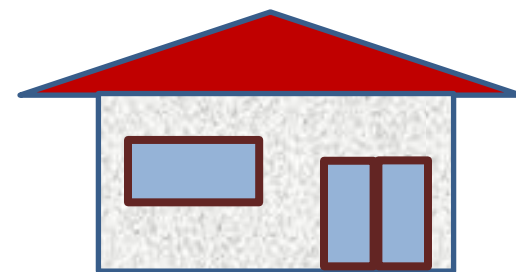
カード会社



④代金の立替払い



販売店



⑤手数料の支払い

①カードの発行

⑥代金と手数料
の請求

②カードで支払い

③商品・サービス
の引きわたし

⑦代金と手数料
の支払い

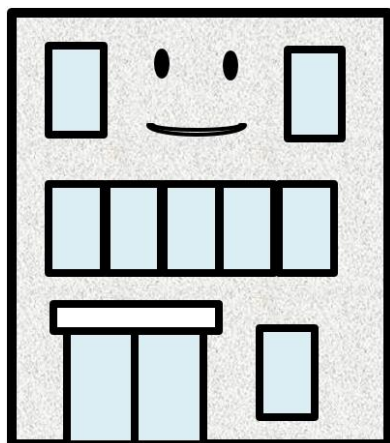


消費者

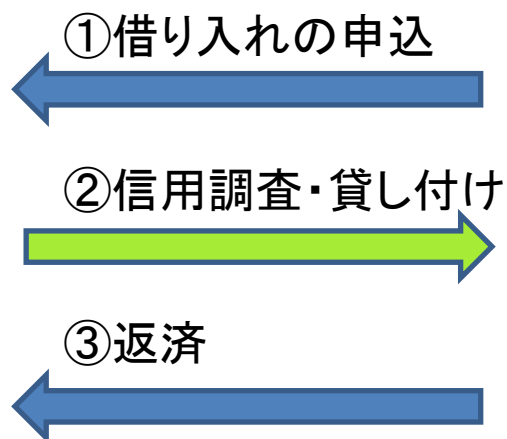
カードローン(消費者金融からの借り入れ)は二者間契約

※ローンとは「お金を貸す」という意味です

カード会社
消費者金融など



消費者



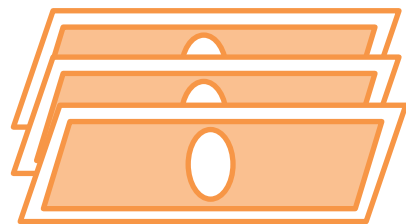
クレジットもローンも「借金」です

借りたお金は将来の収入から返さなければなりません。
無計画な借り入れは多重債務の原因になります。

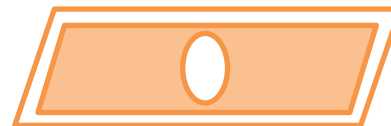
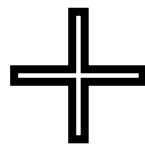
ローンの利息＝金利ってなに？

借りたお金には、借りた日数分の利息がかかります。
「利息」とは借りたお金に対するお礼（手数料）です。

返済する金額は



元金＝借りた金額



利息（お礼）

利息の計算方法 は 元金 × 実質年利 × ○日／365日 ＝ 利息

返済額はまず利息にあてられます。
返済額が少ないと、元金はなかなか減りません。

カードの支払い方法の主な種類

支払い方法の種類		一括払い ボーナス一括払い	分割払い※1	リボルビング払い (リボ払い)※2
		利用金額を翌月(または翌々月)またはボーナス時に一括で支払う	利用金額と手数料の合計を、希望の回数に分けて支払う	利用金額・件数にかかわらず、毎月一定の金額を支払う
30万円の商品を買った場合の支払総額の違い	月々の支払額	300,000円	102,510円 (3回払い)	1万円+手数料 (元金定額で毎月1万円を返す場合)
	手数料の総額	0円	7,530円	54,630円
	支払総額	300,000円	307,530円	354,630円

参考出典: J-FLEC 『これであなともひとり立ち』 ワーク8-2分割払い、リボルビング払い(元金定額方式)を参考に計算

※1 実質年率15%、3回払いの分割手数料率2.51% ※2 実質年率 14.1%、月利1.175%

- 返済方法によって、返済額には大きな差がある。
- 特にリボルビング払いは毎月の支払額が一定のため、借入残高が分かりにくい。
- 毎月の返済額を少なく設定した場合、借金している意識が薄れ、買い物を繰り返してしまい、いつまでも支払いが終わらない。

携帯料金の滞納でトラブルも



スマホの端末代金



通信料金



携帯料金を滞納していたからローンが組めなかったのか……

スマートフォンなどの携帯電話端末を分割払い（クレジット）契約で購入した場合、月々の請求は通信料だけでなく、携帯電話端末の分割代金も含まれています。そのため、月々の携帯電話料金を滞納すると、指定信用情報機関に登録され、将来クレジットカードが作れなくなったり、車のローンや住宅ローンが組めなくなったりするおそれがあります。月々の支払額をよく確認して契約しましょう。

ローン・クレジットカードの注意点

- ◆ 自分の収入に見合う範囲で利用する。
⇒「カードで払えばよい」と安易に考えない！
- ◆ 分割払い、リボルビング払いやキャッシングは手数料が高額になるので、総支払額をよく考えること。
- ◆ ローンカード・クレジットカードは、絶対に他人（家族であっても）に貸さない・渡さない。
- ◆ 暗証番号は他人（家族であっても）に教えない。
- ◆ 利用明細書はこまめに確認。不審な点があればすぐにカード発行会社に連絡。
- ◆ 紛失・盗難時には、すぐにカード発行会社と警察に遺失届・盗難届を出す。

【解説】

11 いろいろな支払い手段～キャッシュレス決済～

①3頁 「キャッシュレスの種類と特徴」

新しいキャッシュレス決済サービスが次々増えています。

キャッシュレス化のメリットは

- (ア)現金を持ち歩く必要がなく、盗難や紛失のリスクが減り、おつりの間違いもなくなる。
- (イ)「どこで何に使ったか」が全て記録されるので、家計簿ソフトなどでクレジットカード、銀行口座利用状況を簡単に確認できる。

デメリットは、

- (ア)支払い方法がキャッシュレス決済のみの店舗では、現金で支払いができない。
- (イ)使った実感がつかめずに、使いすぎの原因になる。
- (ウ)決済の仕組みを悪用した詐欺も発生している。

【詐欺事例】キャッシュレス決済を導入している店舗で、本来のQRコードの上に偽のQRコードを貼り付けて売上金をだまし取る。

決済サービスによって規制する法律が異なります。電子マネー・商品券・ギフトカードは「資金決済に関する法律(資金決済法)」、デビットカードは「銀行法」、クレジットカード・後払いの電子マネーは「割賦販売法」、カードキャッシング・ローンは「貸金業法」の適用を受けます。一つの決済サービスでも、複数の決済方法を利用する場合があります。

②5頁 「電子マネーの注意点」

電子マネーには申込時に個人情報登録する記名式と登録しない無記名式があります。記名式(例:定期券機能付き)はカード紛失時、カード発行会社や警察に利用停止の届け出をすることで、残額が補償されますが、無記名式は補償されません。

電子マネー機能を搭載している携帯電話やスマートフォン(おサイフケータイ)を無くした場合は携帯会社だけでなく、電子マネー発行会社やクレジット会社にも連絡が必要です。

③7頁 「プリペイドカード(サーバー型電子マネー)は人に頼まれても買わない」

「6相談事例①ワンクリック請求」でも紹介したように、不正請求の支払い手段として使われることが多くなっています。手元にプリペイドカードを持っていたとしても、ID番号を伝えるとカードの全額を相手に渡したことと同じです。だまされてID番号を教えた時は、警察、カード発行業者、カードを購入したコンビニエンスストア等に相談しましょう。基本的にはプリペイドカードは払い戻しには応じていないが、場合によってはコンビニエンスストア等が返金に応じてくれるケースもあります。

④9～10頁 「インターネット通販の後払いサービス」

インターネット通販の利用増加に伴い、後払い決済サービスの利用も増加しています(相談事例②定期購入の解説参照)。

後払い決済サービス業者の課題として以下のものがある。

- ①消費者の支払い能力を超えた請求がされている
- ②消費者トラブルへの対応が不十分
- ③加盟店調査等が十分ではない

(独立行政法人国民生活センター、令和2年1月23日、『(特別調査)消費者トラブルからみる立替払い型後払い決済サービスをめぐる課題より])

④9～10頁 「インターネット通販の後払いサービス」の続き

この支払い手段を規制する法律はないが、R3年5月11日に後払い決済サービスを提供する7社が任意団体である「日本後払い決済サービス協会」を設立。同協会はR4年4月1日に「加盟店審査に係る自主ルール」を施行。同ルールでは、「購入者等から苦情の申し出を受けた場合、その内容を調査し、後払い決済サービスの適切な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、加盟店に改善要請をし、要請した期限までに改善されないときは、加盟店契約を解除等の措置を講じる」と公表している。

⑤11～13頁 「スマホ決済アプリ」

割引やキャッシュバックを目当てに、スマホ決済アプリの利用が増えています。スマホ決済に関する十分な知識がないと利用することが難しく、トラブルになることがあります。スマホ決済アプリを利用するには使いこなすだけの十分な知識が必要です。

⑥15頁 「クレジットカードの与信審査」

ローンやクレジットを利用する場合、申し込みした消費者の返済能力を審査します。

- a. 住所、氏名、勤務先、家族構成、返済できるだけの収入があるか、カード会社が連絡したいときに連絡がつきやすい状態か、申込書に記入内容に虚偽はないか。
 - b. 申込カード会社(自社)での利用状況等。
 - c. 指定信用情報機関に登録されている情報(自社以外の契約内容などのクレジット利用状況等)の確認を行う。
- a.～c. の内容を総合的に申込カード会社が判断して与信するかどうかを決めます。